

蜂谷戸防災かわら版

第12号

自分の命は自分で守ろう！

「近助」と「自守防災」！

平成26年12月1日

小川自治会

蜂谷戸支隊

情報・広報班

今月号は、ちょっと分かりにくい住宅の耐震診断と地震保険を採り上げました。

自主防災隊の活動実績・計画

<自主防災隊全体の活動>

10月 4日 「総合防災訓練（含む旗出し訓練）」実施。起震車や煙、スタンドパイプ放水等を体験。

11月 9日 「防災講座（地域学習交流会）」実施。

<蜂谷戸支隊の活動>

10月 4日 「旗出し訓練」及び「救護避難訓練」実施。担架や車椅子、リヤカーで救出する訓練を実施。

ご存知ですか？…防災豆知識

<耐震診断を受けるには？>

町田市では、無料で木造住宅の簡易耐震診断を行っています。また、耐震改修工事を行う場合に工事費や設計費の一部を助成する制度もあります。

1. 「簡易耐震診断」

市が指定する建築士が簡易耐震診断を行うと共に、耐震化の方法や助成についてアドバイスします。

(1) 対象となる住宅

- ① 一戸建て木造住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に着工の住宅
*昭和56年6月から耐震基準が強化されたため、それ以前の建物が対象となります

(2) 申請手続

- ① 市の「建物住宅対策課」窓口へ申請
- ② 必要書類は、「建築確認通知書」、「対象建築物の図面」。

2. 「精密耐震診断」

(1) 簡易耐震診断の結果精密耐震診断を受ける場合、費用の1/2(上限10万円)を助成します。

(2) 耐震改修工事が前提となります。

3. 「耐震設計・改修助成制度」

(1) 耐震改修を前提とした耐震設計費用の1/2(上限10万円)を助成します。

(2) 耐震改修工事費用の1/2を助成します。上限は30万円～70万円。上限は、工事の内容及び申請者の年齢により異なります。詳細は町田市のH・Pをご参照ください。

耳より！…役に立つ防災ノウハウ

<地震保険について>

皆さん、地震から数日たって発生した火災の場合も火災保険では補償されないってご存知でしたか？
そうなのです。地震による延焼の場合もダメです。これらをカバーするには別途「地震保険」に加入する必要があります。でも地震保険って本当に分かり難いんですよ。以下地震保険の概略を説明します。

1. 地震保険の概略

- (1) 地震や噴火による火災や損壊により建物や家財が受けた損害を補償します。(車は対象外)
- (2) 火災保険と一緒に加入することが条件です。
- (3) 保険金額は火災保険金額の50%が限度です。
- (4) 補償割合は、全壊100%、半壊50%、一部損5%です。

2. 地震保険の保険料

保険料は、地域と建物の構造により異なります。

- (1) 地域は危険度に応じて分かれており、東京都は最も保険料率の高い地域に属しています。
- (2) 建物の構造は、鉄骨・鉄筋か木造か等その構造により2ランクに分けられています。
- (3) 保険料は、地域別・構造別のマトリクス表から算出されます。
- (4) 昭和56年以前の古い木造住宅の場合の一例
 - ① 一般火災保険2千2百万円。保険料36千円
 - ② 地震保険1千1百万円。保険料36千円*具体的な保険料は、複雑な計算になりますので、加入火災保険会社に見積りを依頼して下さい。